

青森県報

第八百二号

令和六年
八月十九日
(月曜日)

目次

公 告

○建設業者の許可の取消し……………(東青地域)局…一

○右 同……………(同)局…一

○右 同……………(中南部地域)局…二

○右 同……………(同)局…二

○右 同……………(西北地域)局…三

○右 同……………(上北地域)局…三

出先機関

○凍結防止剤供給単価契約に係る一般競争入札……………(東青地域)局…三

人事委員会

○令和六年度障がい者を対象とした青森県職員採用選考試験
公告……………(事務局)…五

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年八月十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 株式会社ジオワークス

二 代表者の氏名 土居竜二

三 主たる営業所の所在地 青森市大字筒井字八ッ橋二〇六の五

四 許可番号 青森県知事許可(般一)第一〇〇九五七号

五 取消年月日 令和六年七月五日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和六年七月四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年八月十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社フジテック
- 二 代表者の氏名 蛎崎繁幸
- 三 主たる営業所の所在地 青森市桜川七丁目二の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一)第一〇〇七二四号
- 五 取消年月日 令和六年七月八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
とび・土工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和六年七月八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年八月十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 アスアール株式会社
 - 二 代表者の氏名 小山内高雄
 - 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字土堂字長瀬二五三の二
 - 四 許可番号 青森県知事許可(般一)第二〇〇七二四号
 - 五 取消年月日 令和六年六月二十八日
 - 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可
 - 七 取消しの原因となった事実
- 令和五年十二月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年八月十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社アルク
- 二 代表者の氏名 小山内和寿
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字一番町九
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一)第二〇〇三二七号
- 五 取消年月日 令和六年七月四日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業及び鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和六年六月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年八月十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社アルク
- 二 代表者の氏名 小山内和寿
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字一番町九
- 四 許可番号 青森県知事許可(特一)第二〇〇三二七号

五 取消年月日 令和六年七月四日
六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和六年六月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年八月十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 北見産業

二 氏名 坂本孝文

三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字太刀打字常盤八二の一八

四 許可番号 青森県知事許可（般―三）第四〇〇一七〇号

五 取消年月日 令和六年七月三日

六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工事業及び鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和六年四月七日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年八月十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 有限会社田中電気工事

二 代表者の氏名 田中敏子

三 主たる営業所の所在地 三沢市南町二丁目三一の三七三九

四 許可番号 青森県知事許可（般―三）第八六一九号

五 取消年月日 令和六年六月二十八日

六 取消しに係る建設業の許可

電気工事業及び電気通信工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和六年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

出 先 機 関

凍結防止剤供給単価契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

令和六年八月十九日

東青地域県民局長 上 沢 謙 一

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する品質及び規格等は、入札説明書による。

凍結防止剤 千トン程度

二 納入期間

令和六年十一月一日から令和七年三月三十一日まで

三 納入場所

東青地域県民局地域整備部が指定する場所

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和五年六月十二日青森県告示第四百四号（物品等の競争入札参加資格）の一、又は令和六年二月十三日青森県告示第八十六号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定により入札の日までにAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百二十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 入札説明書に基づき、購入物品を十分に供給できる体制が整備されていることを証明できること。

6 購入物品の品質及び規格等が、入札説明書に基づき、各品質及び規格等と合致する製品であることを、証明又は確認できること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、申請書により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 一部（当該申請書等については、入札説明書による。）

3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、令和六年九月十八日午後二時までに東青地域県民局長（地域整備部）に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は内容の変更を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の審査結果については、当該申請者に対して書面により別途通知する。

(三) (一)の説明及び内容の変更に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

4 提出場所

青森市大字幸畑字唐崎七六の四

東青地域県民局地域整備部建設管理課

電話 〇一七―七二八―〇二〇四

六 入札手続き等

1 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市大字幸畑字唐崎七六の四

東青地域県民局地域整備部建設管理課

電話 〇一七―七二八―〇二〇四

2 入開札の日時及び場所

(一) 日時

令和六年十月四日 午後二時

(二) 場所

青森市大字幸畑字唐崎七六の四

東青地域県民局地域整備部二階 入札室

(三) 郵便によって入札を行うことができるものとする。（入札書の提出先、提出期限、提出方法の詳細については、入札説明書による。）

七 入札執行回数

原則として二回を限度とする。

八 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金は、免除する。

九 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、売買代金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十一 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書（ただし、第四条第八項及び第六条（B）を除く。）を遵守するほか、入札説明書による。

十二 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

入札書記載金額は、二十五キログラム入り一袋当たりの価格とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載する」と。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

1, 000t

Solid de-icing agents(Sodium Chloride)

2 Delivery Period:

From November 1, 2024 to March 31, 2025

3 Time limit for tender:

2:00 P.M. October 4, 2024

4 Contact Point for the notice:

Tosei Regional Administration Bureau

Public Works Department

76-4 Karasaki Kobata

Aomori City, Aomori 030-0943

JAPAN

TEL 017-728-0204

人事委員会

令和6年度障がい者を対象とした青森県職員採用選考試験公告

令和6年度障がい者を対象とした青森県職員採用選考試験を次のとおり実施するので、公告する。

令和6年8月19日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

1 試験の種類及び程度

- (1) 種類 障がい者を対象とした青森県職員採用選考試験
(2) 程度 高校卒業程度

2 試験職種、採用予定人員及び職務の内容

Table with 3 columns: 試験職種 (一般・教育事務), 採用予定人員 (3人程度), 職務の内容 (知事部局の本庁若しくは出先機関又は県立学校若しくは市町村立の小・中学校又は教育行政機関において一般事務に従事する。)

注 市町村立の小・中学校に配属になったときは、当該市町村の職員の身分で勤務することになる。

3 受験資格

- (1) 次の全ての要件を満たす者
① 昭和60年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者
② 次に掲げる手帳等(受験申込日及び受験日当日において有効であるもの)の交付を受けている者(※受験申込日において交付申請中の場合は申込みできない。)

ア 身体障害者手帳又は身体障害者福祉法第15条の規定により都道府県知事の手定める医師(以下「指定医」という。)若しくは産業医による障害者の雇用

の促進等に関する法律別表に掲げる身体障がい等を有する旨が記載された診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。）

イ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳等又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは地域障害者職業センターが発行する知的障がい者であることの判定書
ウ 精神障害者保健福祉手帳

③ 活字印刷文又は点字による出題に対応できる者

(2) 次のいずれかに該当する者は受験できない。

① 日本の国籍を有しない者

② 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のうち以下に該当する者

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 青森県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験日、試験会場及び合格発表

試験	試験日	試験会場	合格発表	
			発表日	発表方法
第1次試験	10月20日(日)	青森県総合社会教育センター	10月28日(月) (予定)	受験者全員に合格を書面で通知するほか、合格者の受験番号を青森県庁及び県内各地域民局の掲示板に掲示する。また、青森県職員採用
第2次試験	11月17日(日) (予定)		11月29日(金) (予定)	

			案内のホームページ上にも合格者の受験番号を掲示する。 (https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/j-kanri/saiyouhtml)
--	--	--	---

注 災害等により緊急のお知らせがある場合は、青森県職員採用案内のホームページ「緊急情報等」ページへ掲載する。
(<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/j-kanri/shikentoujitsuhmtl>)

5 試験の種目及び内容

試験種目	内容
第1次試験	公務員として必要な一般的知識及び知能について、択一式による筆記試験を行う。(40題、2時間) (出題分野：社会、人文、自然、文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈)
適性検査	公務員としての適性について、質問紙法による検査を行う。
第2次試験	作文試験 1時間 (内容(論理性・思考力)、表現・国語力等を評価)
面接試験	人物について、個別面接により試験を行う。 (積極性、協調性、堅実性、表現・態度等を評価)

注1 点字による受験の場合は、試験時間が一部異なる。

2 第1次試験の適性検査の結果は、第1次試験合格者のみ使用する。

6 配点

第1次試験	第 2 次 試 験		合 計
教養試験	作文試験	面接試験	
100	40	150	190
			290

7 合格者の決定方法

(1) 第1次試験
合格者は、教養試験の得点が高い順に決定する。ただし、得点が合格基準に達しない場合には、原則として不合格となる。

(2) 第2次試験
最終合格者は、第2次試験の各試験種目の合格基準を満たしている者について、第1次試験及び第2次試験の総合得点による順位で決定する。

8 受験の手続及び受付期間

(1) 試験案内（受験申込書）の入手方法

ダウンロードする場合	青森県職員採用案内のホームページからダウンロードする。
配布場所 で入手する場合	青森県人事委員会事務局、県庁正面受付、県庁北棟受付、県内各 地域県民局地域連携部（県内各合同庁舎正面受付）、県内各 地域県民局地域健康福祉部、青森県東京事務所及び本県の各県外情報セン ターで配布する。
郵送で請 求する場合	封筒の表に「採用選考試験案内請求」と朱書きし、140円切手を 貼ったあて先明記の返信用封筒（角形2号）を同封の上、青森県人 事委員会事務局に請求する。

(2) 受験申込方法及び受付期間

インターネットによる申込みを原則とする。ただし、インターネットによる申込みができない場合は、郵送又は持参により申込みすること。

① インターネットによる方法（原則）

受験申込 方法	「青森県電子申請・届出システム」にアクセスし、所定の事項を入力すること。具体的な手続方法については、青森県職員採用案内のホームページで確認すること。
受付期間	8月19日（月）午前8時30分から9月13日（金）午後5時15分までの間に、「青森県電子申請・届出システム」で受信したものに限り受け付ける。
受験票の 作成	9月24日（火）に青森県職員採用案内のホームページに「受験番号一覧表」を掲載するので、掲載後速やかに確認し、所定の方法により「受験票」を作成すること。

② 郵送又は持参による方法

受験申込 方法	郵送する場合	封筒の表に「採用選考試験申込」と朱書きし、受験申込書・受験配慮事項確認票、受験票及び返信用封筒を封入し、簡易書留で青森県人事委員会事務局に郵送すること。
	直接持参する場合	受験申込書・受験配慮事項確認票、受験票及び返信用封筒を、青森県人事委員会事務局に提出すること。
受付期間	8月19日（月）から9月13日（金）まで。ただし、土曜日及び日曜日 は受け付けられない。 受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。 郵送の場合は、9月13日（金）必着とする。	
受験票の 交付	受験票は、受験番号を記入の上、9月27日（金）に発送する。受験票が10月2日（水）までに返送されない場合は、速やかに青森県人事委員会事務局まで連絡すること。	

9 採用予定日

採用予定日は、令和7年4月1日である。

なお、採用時において「3 受験資格」(1)(2)に該当していることが確認できない場合、最終合格者であっても採用されない。

10 試験結果の情報提供

この採用試験の結果は、受験者本人からの口頭による申出に応じて本人に対して次のとおり情報提供する。受験者本人であることを証明する書類（運転免許証、学生証、マイナンバーカード等）を持参の上、午前8時30分から午後5時15分までの間に青森県人事委員会事務局に直接申し出ること。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

申出できる者	提供する情報	提供できる期間
第1次試験不合格者	第1次試験の総合得点、順位及び合格基準未満の試験種目	第1次試験合格発表の日から1月間
第2次試験受験者	第1次試験の総合得点及び順位、第2次試験の試験種目別得点及び合格基準未満の試験種目並びに最終総合得点及び最終順位	最終合格発表の日から1月間

注 第2次試験において合格基準未満の試験種目がある場合、最終順位はつかない。

11 初任給その他の給与

初任給は、令和6年4月採用の高校新卒者の場合で166,600円程度、大学新卒者の場合で187,300円程度である。

なお、卒業後に職歴がある場合は、一定の基準で算出された額が加算される。また、6月及び12月に期末・勤勉手当が支給されるほか、支給条件に応じて扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給される。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭